

平成25年7月3日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(行コ) 第16号 政務調査費返還請求控訴事件

(原審 金沢地方裁判所平成23年(行ウ) 第1号)

口頭弁論終結日 平成25年5月8日

判

決

金沢市

控訴人兼被控訴人

(以下「一審原告」という。)

同訴訟代理人弁護士

中村正紀

金沢市広坂一丁目1番1号

被控訴人兼控訴人

金沢市長山野之義

(以下「一審被告」という。)

同訴訟代理人弁護士

西徹夫

同

向峠仁志

主

文

1 一審原告及び一審被告の各控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

2 一審被告は、別紙1の「番号」欄2ないし10, 13ないし18及び21ないし26の「議員氏名」欄記載の各金沢市議会議員に対し、同「控訴審認容額」欄記載の各金員を支払うよう請求せよ。

3 一審原告のその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、これを4分し、その1を一審原告の負担とし、その余を一審被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 一審原告

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 一審被告は、別紙1の「議員氏名」欄記載の各金沢市議会議員に対し、同「返還金額」欄記載の各金員及びこれに対する平成22年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

2 一審被告

- (1) 原判決中、一審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記部分の一審原告の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、金沢市の住民である一審原告が、別紙1の「議員氏名」欄記載の各金沢市議会議員（以下「本件各議員」という。）が平成21年度に一審被告から交付を受けた政務調査費について、使途基準に違反する違法な支出がされており、本件各議員は同市に対して違法に支出された金額に相当する金員を不当利得として返還すべきであるのに、一審被告はその返還請求を怠っているとして、一審被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、別紙1の「議員氏名」欄記載の本件各議員に違法に支出された別紙1の「返還金額」欄記載の金額に相当する金員及びこれに対する不当利得の返還期限の翌日である平成22年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求めた事案である。

2 原審は、一審原告の請求を原判決主文第1項ないし第4項の限度で認容し、その余の請求をいずれも棄却したため、一審原告及び一審被告がそれぞれ本件控訴を提起した。

3 そのほかの事案の概要は、次のとおり補正し、原判決別紙1ないし5を別紙1ないし5のとおり改めるほかは、原判決の事実及び理由欄の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1)ア 原判決4頁15行目の末尾の次に行を改めて、次のとおり加える。

「④ 政務調査費を充てることができない経費：政党の活動に係る経費、選挙活動に係る経費、後援会活動に係る経費、会派等又は個人の資産形成に係る経費、その他政務調査費としての支出が不適切な経費など。」

イ 同4頁19行目の末尾の次に行を改めて、次のとおり加える。

「ア-1 政務調査費執行に当たっての原則について

政務調査費の執行に当たっては、調査研究の目的が、市行政と関連性を有していること、政務調査費の各支出が、調査研究の目的からみて合理性、必要性を有していること、支出金額が社会通念上相当と認められる範囲内であることに留意して、各議員の責任において、適切に取り扱う。」

ウ 同4頁20行目の末尾の次に行を改めて、次のとおり加える。

「(ア-1) 事務所費については、事務所としての要件を備えており、実際にそこが調査研究活動に使用されている場合に、政務調査費を充当できるとされる。そして、事務所としての要件を備えているといえるためには、事務所としての外形上の形態を有していること、事務所としての機能を有していること、賃貸の場合には、議員が契約者となっていることが必要である。」

エ 同5頁3行目の「されている。」を「されているが、政治団体事務所を兼ねる場合には、議員が行う調査研究活動の他に議員活動、政治団体活動、その他の活動を考慮し、合理的な推計によって算出された按分率によって按分し、その場合の按分率の上限は2分の1とされ、住居等を兼ねる場合には、賃借料及び上下水道代金に政務調査費を充当することはできないとされている。」に改める。

オ 同5頁3行目の末尾の次に行を改めて、次のとおり加える。

「(ウ) 事務機器等の備品の購入費及び賃借料の運用指針は、以下のとおりである。

事務機器等の備品の購入に政務調査費を充当する場合にあっては、パソコン

やプリンター等の周辺機器、コピー機、デジタルカメラ、シュレッダー等の調査研究活動に対する有用性が高く、調査研究活動に直接必要であると認められるものに限定され、これらの備品の購入については、同種の機器については、1任期1回限り、1機種10万円を上限とするとされる。また、事務機器等の備品の購入費や賃借料に政務調査費を充当する場合にあっても、調査研究活動用の事務所が他の事務所機能と兼ねる場合には、事務所費と同様に按分して充当するとされ、按分方法、充当限度額も事務所費と同様であり、事務所の利用形態に合わせ、調査研究活動専用事務所については、全額の充当が認められるが、政治団体事務所又は住居等と兼ねる場合には2分の1を超えて充当することはできない。」

カ 同5頁10行目の末尾の次に行を改めて、次のとおり加える。

「ウ 政務調査費に充てることができない経費について

政務調査費に充てることができない経費の具体例として、

- ① 政党の活動に係る経費に関し、政党の広報紙等の印刷及び発送等に要する費用、政党組織の事務所費（人件費を含む。）,
 - ② 選挙活動に係る経費に関し、選挙ビラ等の作成・発送に係る経費、選挙活動に係る事務所費（人件費を含む。）,
 - ③ 後援会活動に係る経費として、後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費、後援会活動に係る事務所費（人件費を含む。）,
 - ④ 会派等又は個人の資産形成に係る経費として、自動車・バイク等の購入経費、カーナビ購入費（リース車両に設置されたもの以外）、自宅事務所の賃料等
- が挙げられている。」

(2) 原判決6頁9行目の冒頭から同10行目の末尾までを、次のとおり改める。

「ウ 升議員を除く本件各議員は、平成21年度の政務調査費として支出した費用のうち、交付を受けた政務調査費によって賄えなかった別紙1の「自己資金」欄記載の金員を自己資金で賄い、升議員は、平成22年3月31日、交付を受けた平成21年度の政務調査費のうち残った4万4273円を返還した（甲10ないし36、160、弁論の全趣旨）。」

(3)ア 原判決7頁13行目の冒頭に、「不当利得返還請求における法律上の原因を欠くこと、すなわち、本件においては、」を加える。

イ 同8頁17行目の冒頭から同25行目の末尾までを、次のとおり改める。

「政務調査費として認められる事務所費は、①議員の行う調査研究活動のために必要な事務所として機能させるために通常必要とされる費目である賃借料及び維持管理費、備品購入費並びに事務機器の購入費又は賃借料について、②当該費目の性質に比して不相当地高額でないものに限られる。」

したがって、通常必要とされない費目に係る支出や、不相当地高額な支出は本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である。

そして、飲料代・菓子代、一般家庭で頻繁に使用される日用品等の消耗品（トイレットペーパー、ティッシュなど）、掃除用具（掃除機、モップ、掃除機フィルターなど）、家電製品（テレビ、冷蔵庫など）、事務機器（シュレッダーなど）、家具（ソファ、カーペット、ブライシードなど）、什器（コーヒーカップなど）、備品（ハンガー、時計など）、一般家庭でも通常発生する建具（障子など）の修理費などは、議員の行う調査研究活動に直接必要とはいえないから、原則として、違法な支出に該当する。

高額事務機器の費用の相当性も、本件手引きの1任期につき1機種10万円を上限とする基準に照らして、判断すべきであり、これを超える場合には、相当性を欠く違法な支出に該当する。

したがって、本件事務所費のうち、別紙5に記載された各支出は、事務所として機能させるために通常必要であるとは認められない支出又は不相当に高額な支出であり、いずれも本件使途基準所定の「調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」には該当しない。」

ウ 同10頁20行目の「しかしながら、」の次に、「リース車両は、当該議員の自家用自動車であり、自家用自動車の購入費用に政務調査費を充てることができない以上、自家用自動車のリース料も同様に扱うべきであって、」を加える。

エ 同11頁4行目の「本件使途基準」から同5行目末尾までを、次のとおり改める。

「本件使途基準の例示規定は、無効であって、リース車両の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代）のみならず、自動車リース料を政務調査費として支出することを適法と解することはできない。」

オ 同12頁20行目の末尾の次に続けて、次のとおり加える。

「また、利用状況を考慮することなく按分計算を行う必要があるとすれば、後援会事務所、政治活動事務所等議員個人がおよそ政務調査活動を行う可能性のある事務所全ての費用について、全額計上して按分する必要が発生し、不相当な結果を生じる。」

カ 同13頁3行目の末尾の次に続けて、次のとおり加える。

「また、人件費についても、按分計算を行う必要があるとすれば、事務所費と同様に、議員個人がおよそ政務調査活動を行う可能性のある場面に携わる全ての被雇用者の人件費を全額計上して按分する必要が発生し、不相当な結果を生じる。」

キ 同13頁10行目の「支出については、」の次に、「リース車両がリース契約の終了とともにリース会社に返却されることを予定している場合に

は、個人所有の自動車の場合と異なり、維持管理費の支出が自己の資産形成につながる可能性はなく、さらに、」を加える。

ク 同13頁16行目の末尾の次に行を改めて、次のとおり加える。

「(3) 遅延損害金の始期(争点3)

(一審原告の主張)

本件条例によれば、政務調査費が前払金として支出され、残余があれば、返還を求めることができるとされていること、違法支出とされた政務調査費は、返還されるべきであることを踏まえると、政務調査費返還義務の期限は、収支報告書等の提出期限である平成22年4月30日と解すべきである。

(一審被告の認否)

否認する。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、一審原告の請求は、別紙1の「番号」欄2ないし10、13ないし18及び21ないし26の「議員氏名」欄記載の各金沢市議会議員に対し、同「控訴審認容額」欄記載の各金員の支払を請求するよう求める限度で理由があるから、その限度で認容し、その余は理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決の事実及び理由欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決14頁15行目の冒頭から同17行目の末尾までを、次のとおり改める。

「なお、升議員を除く本件各議員には、政務調査費の交付額を超える政務調査費が発生し、その超える部分(別紙1の「自己資金」欄記載の金額)を自己負担しているから、不当利得となる違法支出分がある場合には、違法支出額から「自己資金」欄記載の額を控除した額について不当利得返還義務を負うこ

とになる。」

(2) 原判決15頁9行目冒頭から同62頁18行目末尾までを、次のとおり改める。

「(1) 下沢議員の支出

ア 証拠(甲10, 52の1~12, 乙15)及び弁論の全趣旨によれば、下沢議員は、平成21年度に自動車リース料として50万4000円を支出し、その半分である25万2000円に政務調査費を充当したこと、同議員は、リースした自動車を調査研究活動の目的施設までの移動手段及び現地調査のために使用していたこと、同自動車を調査研究活動に使用した割合は、同議員が政務調査費を充当した割合である2分の1を上回ることが認められる。

イ 本件使途基準において、自動車リース料は政務調査費に該当する経費として例示されており(乙1)，金沢市のような地方都市においては、議員が調査研究活動を行うために自動車を利用する必要性は高く、また、自動車のリースは、当該議員がその任期の間、自動車を確保する手段として相当なものといえる。したがって、自動車リース料は、自動車が議員の調査研究活動に使用された比率に応じ、調査研究活動に必要な経費に当たり、政務調査費を充当できるというべきである。そして、上記アに認定の事実によれば、下沢議員の自動車リース料につき、外形的事実の存在は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な支出と認められる。

ウ 一審原告は、自動車リース料は、議員の行う調査研究活動に必要な経費として社会的に認められていないなどとして、上記アの支出が本件使途基準に合致せず、政務調査費を充当できない旨主張するが、上記判示の本件使途基準の内容及び自動車リース料の調査研究活動における有用性に照らし、これに反する一審原告の主張は採用することができない。

(2) 高岩議員の支出

ア 証拠（甲11, 53の3・10・12・16・27・30～37・41・45・53・57・64・68・71・75・77・81・83・86, 乙16）及び弁論の全趣旨によれば、高岩議員は、事務所費として69万8166円を支出し、うち53万3942円について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと（甲3, 11参照），同議員は、自宅敷地内の別棟に事務所を設置するとともに、金沢市木越町ト46番地1にも事務所を設置していたところ、上記の按分計算をすることなく政務調査費を充当した事務所費は、いずれも前者の自宅敷地内の別棟に設置された事務所における事務用品及び消耗品の購入費用等であったことが認められる。

イ(ア) 弁論の全趣旨によれば、一般に、市議会議員としての活動は多岐にわたり、調査研究活動のほか、政治団体（政党）活動、選挙活動、後援会活動その他の活動が渾然一体となって行われており、その活動の拠点である事務所を複数設置する場合、事務所ごとに機能を分化することはさほど行われていることではないものと認められる（以下、この認識を「活動実態の認識」という。）。

(イ) 上記活動実態の認識からすると、高岩議員が、自宅敷地内の別棟に設置された事務所で発生した按分計算されていない事務所費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

ウ 同議員は、陳述書（乙16）において、自宅敷地内の事務所は調査研究活動専用事務所であり、そこで生じた調査研究活動のための経費を全額計上し、後援会活動は別の事務所で行っていた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書だけでは、同議員が調査研究活動とそれ以外の活動とを場所的にどのように峻別して行っていたかは判然としないから、自宅敷地内の事務所で生じた費用全額が直ちに調査研究活動のための経費であったものとはいえない、外形的事実による推認を覆すには足りない。

エ そうすると、同議員が政務調査費を充当した事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

オ 以上によれば、同議員による政務調査費の支出のうち、26万6971円（=53万3942円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（2011円）を控除した26万4960円を返還すべき義務を負う。

$$26\text{万}6\text{千}9\text{百}7\text{十}1\text{円} - 20\text{千}1\text{百}1\text{円} = 26\text{万}4\text{千}9\text{百}6\text{十}0\text{円}$$

(3) 野本議員の支出

ア 証拠（甲12、54の1・2・4・6・7・9～15、乙17）及び弁論の全趣旨によれば、野本議員は、平成21年4月から同年9月まで及び同年10月から平成22年3月まで、各1名の職員を雇用していたこと、上記各職員は、少なくとも、市政報告の通信物の作成、宛名書き及び発送、現地調査の補助業務、調査研究活動資料の作成・整理の補助業務などに従事したこと、同議員は、職員の人工費として53万6000円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したことが認められる。

イ 議員が雇用した職員の人工費に政務調査費を充当する場合、同職員が議員の行う調査研究活動以外の活動（後援会活動など）の補助業務にも従事したときには、調査研究活動の補助業務に従事した割合に限って充当が認められるところ、前記活動実態の認識からすると、同議員が、同職員の按分計算していない人工費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

ウ 同議員は、陳述書（乙17）において、雇用した各職員は、調査研究活

動以外の議員活動や私的活動には従事していなかった旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書によても、同議員が、通常は渾然一体となって行われる調査研究活動とそれ以外の活動をどのように峻別して、同各職員からの労務提供を受けていたのかは判然とせず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

エ そうすると、同議員が政務調査費を充当した人件費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、調査研究活動の補助業務に従事した割合を超えて充当する部分は、本件使途基準に反する違法な支出と認められる。そして、前記活動実態の認識からすると、同各職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合は、2分の1を超えることはないものと認めるのが相当である。

オ 以上によれば、同議員による政務調査費の支出のうち、26万8000円（=53万6000円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（4万8972円）を控除した21万9028円を返還すべき義務を負う。

$$26万8000円 - 4万8972円 = 21万9028円$$

(4) 川議員の支出

ア 事務所費

(ア) 証拠（甲13、55の2・5・7・11・17・22・29・35・38・41・47・51・56、乙13）及び弁論の全趣旨によれば、川議員は、事務所費として76万0980円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと、同議員は、事務所として、金沢市小立野三丁目3-17所在のビルの1階部分を月額6万3000円の賃料で借り受けていたほか、自宅及び上記ビルの3階部分にも事務所を設置していたこと、上記事務所費の支出は、上記1階部分の賃借事務所の賃借料並びに同事務所専

用の事務機器及び消耗品の購入経費であることが認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、同議員が、上記1階部分の賃借事務所について発生した按分計算していない事務所費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙13)において、調査研究活動専用の事務所として上記1階部分の賃借事務所を借り受け、後援会活動は別の場所（自宅及び上記(ア)記載のビルの3階部分）において行っていた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書だけでは、同議員が調査研究活動とそれ以外の活動とを場所的にどのように峻別して行っていたかは判然としないから、上記1階部分の賃借事務所で生じた費用全額が直ちに調査研究活動のための経費であったものとはいえない、外形的事実による推認を覆すには足りない。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費に関する支出のうち、38万0490円（=76万0980円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

イ 人件費

(ア) 証拠（甲13、55の1・6・10・14・20・27・33・36・40・43・50・54・58、乙13）及び弁論の全趣旨によれば、川議員は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、職員1名を時給800円で雇用したこと、同職員は、少なくとも、現地調査の補助業務、調査研究活動資料の作成・整理の補助業務及び政務調査費出納簿作成の補助業

務に従事したこと、同議員は、同職員の人物費として69万4400円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと（甲3、8参照）が認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、川議員が、補助業務に従事した職員の按分計算していない人物費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙13)において、同職員は、調査研究活動以外の議員活動又は私的活動には従事していなかった旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書によても、同議員が、通常は渾然一体となって行われる調査研究活動とそれ以外の活動をどのように峻別して、同職員からの労務提供を受けていたのかは判然とせず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した人物費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、調査研究活動の補助業務に従事した割合を超えて充当する部分は、本件使途基準に反する違法な支出と認められる。そして、前記活動実態の認識からすると、同職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合は、2分の1を超えることはないものと認めるのが相当である。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の人物費に関する支出のうち、34万7200円（=69万4400円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、同額を返還すべき義務を負う。

ウ 自動車リース料

証拠（甲13、55の39・46・48・55、乙13）及び弁論の全趣旨によれば、川議員は、自動車リース料として24万1494円を支出し、その2分の1を下回る12万0745円に政務調査費を充当したこと、同議員は、

リースした自動車を、調査研究活動に関して住民等の意見交換会場への移動手段及び研究対象としているテーマの現地調査などに利用したこと、同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

これに反する一審原告の主張は、前記(1)イ及びウのとおり、採用することができない。

エ 小括

以上によれば、川議員による政務調査費の支出のうち、72万7690円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（25万1758円）を控除した47万5932円を返還すべき義務を負う。

38万0490円 + 34万7200円 - 25万1758円 = 47万5932
円

(5) 小阪議員の支出

ア 証拠（甲14、56、乙10）及び弁論の全趣旨によれば、小阪議員は、平成21年4月から平成22年3月までの間、職員1名（以下「A職員」という。）を時給850円で雇用したこと、同職員は、少なくとも、現地調査の準備・連絡等の補助業務、同調査に係る現地での補助業務、調査研究活動資料の作成・まとめ作業の補助業務、手書き原稿のパソコン入力業務、政務調査費出納簿の作成業務及び広聴・広報業務の補助業務に従事していたこと、A職員1名の人工費として71万4000円を出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと（甲3、8参照），同議員は、上記

職員とは別に臨時職員を雇用し、個人事務所や後援会活動の補助業務に従事させていたことが認められる。

イ 前記活動実態の認識からすると、同議員が、A職員の按分計算していない人件費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

ウ 同議員は、陳述書(乙10)において、A職員は、調査研究活動の補助業務のために雇用し、上記アに認定の補助業務にのみ従事し、A職員とは別に臨時職員を雇用し、個人事務所や後援会活動の補助業務に従事させていた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書によつても、同議員が、通常は渾然一体となって行われる調査研究活動とそれ以外の活動をどのように峻別して、A職員からの労務提供を受けていたのかは判然とせず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

エ そうすると、同議員が政務調査費を充当した人件費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、調査研究活動の補助業務に従事した割合を超えて充当する部分は、本件使途基準に反する違法な支出と認められる。そして、前記活動実態の認識からすると、A職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合は、2分の1を超えることはないものと認めるのが相当である。

オ 以上によれば、同議員による政務調査費の支出のうち、35万7000円(=71万4000円÷2)が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額(1万0425円)を控除した34万6575円を返還すべき義務を負う。

$$35万7000円 - 1万0425円 = 34万6575円$$

(6) 秋島議員の支出

ア 事務所費



(ア) a 証拠（甲15, 57の13・24・25・50・64・69・73・124・130・133・134・141・149, 乙6）及び弁論の全趣旨によれば、秋島議員は、後記(イ)の賃借事務所の事務所費として、別紙5の番号1記載の支出（2万8375円）をし、同額に政務調査費を充当したこと、これらの支出は、後記(イ)の賃借事務所の維持管理に伴う掃除用具の購入費用、事務所で使用する消耗品の購入費用、事務所内の会合等で提供した菓子の購入費用であることが認められる。

b 前記第2の2関係法令等の定めの(3)及び(4)のとおり、本件使途基準は、事務所費（議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する費用）の例示として「事務所の・・・維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等」を規定しており、また、本件手引きは、事務所内の会合等において提供される茶菓子代及びその他の雑費（事務用品、消耗品費等）を事務所費の例として定めており、議員がその事務所を調査研究活動の用に供する場合に、その設置・管理のために、このような経費を支出することについては、その額が社会通念上相当な範囲にとどまる限り、一定の合理性が認められる。

c 上記aに認定の事実によれば、秋島議員が後記(イ)の賃借事務所を調査研究活動の用に供するに当たり、別紙5の番号1記載の支出したことについては、一定の合理性が認められ、また、その額も社会通念上許容範囲内のものといえる。したがって、同議員が上記別紙5の番号1記載の事務所費としての支出に政務調査費を充当した点自体については、外形的事実は認められないが、後記(イ)と同様に、これを按分しないで充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

d そうすると、同議員が政務調査費を充当した上記別紙5の番号1記載の事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在している

ものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

e 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費に関する上記別紙5の番号1記載の支出のうち、1万4187円(=2万8375円÷2)が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

(イ) a 証拠(甲15, 57の1・4・5・8・10・11・14・17・18・23・26・31・35・36・41・42・46~48, 51・54・55・58・59・65・68・74・76~78・81・84・87・88・93・95・99・103・104・111・113・114・117~119・122・128・129・131・135~137・140・142・147・148・152・155・159・162・165・167・169・170・173・174・176・178・183・186・187・191, 乙6)及び弁論の全趣旨によれば、秋島議員は、事務所費として、上記(ア)とは別に、87万0847円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと、同議員は、事務所として、平成21年度当時、同年11月までは金沢市上荒屋六丁目410番1所在の部屋を月額5万0500円の賃料で、同年12月以降は同市米泉町六丁目22番地所在の部屋を月額2万8000円の賃料で借り受けていたほか、自宅にも事務所を設置していたこと、上記事務所費は、同議員の上記賃借事務所の賃借料、通信費及び光熱費並びに同事務所において使用する事務用品及び消耗品の購入費用などであったことが認められる。

b 前記活動実態の認識からすると、同議員が、上記賃借事務所について発生した按分計算されていない事務所費(賃借料等)に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

c 同議員は、陳述書(乙6)において上記賃借事務所を調査研究活動専用の事務所として借り受け、後援会活動は自宅において行っていた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書だけでは、同議員が調査研究活動とそれ以外の活動とを場所的にどのように峻別して行っていたかは判然としないから、上記賃借事務所で生じた費用全額が直ちに調査研究活動のための経費であったものとはいえない、外形的事実による推認を覆すには足りない。

d そうすると、同議員が政務調査費を充当した事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

e 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費に関する支出のうち、43万5423円(=87万0847円÷2)が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

イ 自動車リース料

証拠(甲15, 57の23・35・42・65・81・95・111・128・148・159・174・187, 乙6)及び弁論の全趣旨によれば、秋島議員は、自動車リース料として65万5200円を出し、2分の1に相当する32万7600円に政務調査費を充当したこと、同議員は、リースした自動車を、調査研究活動に関して、住民等の意見交換の場への移動手段及び研究対象としているテーマの現地調査に利用したこと、同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められ

る。

これに反する一審原告の主張は、前記(1)イ及びウのとおり、採用することができない。

ウ 小括

以上によれば、秋島議員による政務調査費の支出のうち、44万9610円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（1万0048円）を控除した43万9562円を返還すべき義務を負う。

$$1\text{万}4\text{千}1\text{百}8\text{7円} + 4\text{万}5\text{千}4\text{百}2\text{3円} - 1\text{万}0\text{千}0\text{百}4\text{8円} = 4\text{万}9\text{千}5\text{百}6\text{2円}$$

(7) 角野議員の支出

ア 事務所費（ソファ代等）

(ア) 証拠（甲16, 58の47・78・91・95・118・128・132・140・145, 乙7）及び弁論の全趣旨によれば、角野議員は、事務所費として、別紙5の番号2記載の支出（7万8241円）をし、同額に政務調査費を充当したこと、これらの支出は、後記イの賃借事務所で使用する来客用のソファ及びカーペットの購入費用、事務所内の会合等で提供したお茶及び菓子の購入費用であることが認められる。

(イ) 前記(6)ア(ア)bで述べたとおり、議員がその事務所を調査研究活動の用に供する場合に、その設置・管理のために、維持管理費、備品又は事務機器購入費、事務所内の会合等において提供される茶菓子代及び消耗品費等の雑費を支出することについては、その額が社会通念上相当な範囲にとどまる限り、一定の合理性が認められる。

(ウ) 上記(ア)に認定の事実によれば、角野議員が後記イの賃借事務所を調査研究活動の用に供するに当たり、別紙5の番号2記載の支出したことについては、一定の合理性が認められ、また、その額も社会通念上許容範囲内のもの

といえる。したがって、同議員が上記別紙5の番号2記載の事務所費としての支出に政務調査費を充当した点自体については、外形的事実は認められないが、後記イと同様に、これを按分しないで充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した上記別紙5の番号2記載の事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費に関する上記別紙5の番号2記載の支出のうち、3万9120円(=7万8241円÷2)が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

イ 事務所費（賃借料等）

(ア) 証拠（甲16、58の3・5・6・8・11～13・16・18・19・24・25・28・30・42～46・52～55・57・60・66・67・70・76・77・79・81・86・88・90・92・93・97・98・101・102・107～109・113・115・120・121・124・131・137・147、乙7）及び弁論の全趣旨によれば、角野議員は、事務所費として、上記アとは別に、66万6248円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと（甲3、7参照），同議員は、事務所として、平成21年度当時、金沢市東長江町い29番地1所在の部屋を月額4万円の賃料で借り受けていたほか、自宅にも事務所を設置していたこと、上記事務所費は、同議員の上記賃借事務所の賃借料及び光熱費並びに同事務所において使用する事務用品、備品及び消耗品等の購入費用など同事務所の維持管理費用であったことが認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、同議員が、上記賃借事務所について発生した按分計算していない事務所費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙7)において、上記賃借事務所を調査研究活動専用の事務所として借り受け、後援会活動は自宅において行っていた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書だけでは、同議員が調査研究活動とそれ以外の活動とを場所的にどのように峻別して行っていたかは判然としないから、上記賃借事務所で生じた費用全額が直ちに調査研究活動のための経費であったものとはいえず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の按分していない事務所費(賃借料等)に関する支出のうち、33万3124円(=66万6248円÷2)が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

ウ 小括

以上によれば、角野議員による政務調査費の支出のうち、37万2244円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額(265円)を控除した37万1979円を返還すべき義務を負う。

$$3万9120円 + 33万3124円 - 265円 = 37万1979円$$

(8) 清水議員の支出

ア 証拠（甲17、59の1・8・10・14・19・21・27～32・49～51、乙24）及び弁論の全趣旨によれば、清水議員は、平成21年度当時、事務所費として86万3524円を支出し、うち84万9985円について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと（甲3、6、88参照），同議員は、事務所として、金沢市深谷町ニの75所在の旅館内事務所の一部を月額7万円の賃料で借り受け、事務所として利用していたこと、同議員は、自宅、金沢市堅田町、吉原町などにも事務所を設置していたこと、上記充当に係る事務所費は、同議員の上記金沢市深谷町所在の賃借事務所の賃借料並びに同事務所において使用する事務用品及び消耗品の購入費用であったことが認められる。

イ 前記活動実態の認識からすると、同議員が、上記金沢市深谷町所在の賃借事務所について発生した事務所費を按分計算することなく、政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

ウ 同議員は、陳述書（乙24）において、上記金沢市深谷町所在の賃借事務所を調査研究活動専用の事務所として借り受け、後援会活動事務所は、上記賃借事務所以外の事務所にあった旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書だけでは、同議員が調査研究活動とそれ以外の活動とを場所的にどのように峻別して行っていたかは判然としないから、上記金沢市深谷町所在の賃借事務所で生じた費用全額が直ちに調査研究活動のための経費であったものとはいえず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

エ(ア) そうすると、同議員が政務調査費を充当した事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

(イ) 一審原告は、同議員が、電話代（甲59の2～5・15・16・22～25・33～46）については、3分の1弱しか政務調査費を充当していないことから、同議員の金沢市深谷町所在の賃借事務所における調査研究活動の割合は同程度にとどまり、3分の2が違法支出となる旨主張するが、同議員は、事務所賃料等については、全額に充当を行っており、同議員の電話代金の充当割合が同議員の同事務所における調査研究活動の割合を反映したものと認めるに足りる証拠はなく、同議員の調査研究活動の割合も他の議員と同様に2分の1であったものと認めるのが相当である。

オ 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費に関する支出のうち、42万4992円（=84万9985円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、自己資金額（2万3027円）を控除した40万1965円を返還すべき義務を負う。

$$42\text{万}4992\text{円} - 2\text{万}3027\text{円} = 40\text{万}1965\text{円}$$

(9) 松村議員の支出

ア 事務所費

(ア) 証拠（甲18、60の3・7～10・12・14・17・19～23・26～30・34・36・38・41～43・45・47・49～51・55・57・60～64・66・68～72・74～76・80・82～85・87・88・90・93・95・100・104～109・123、乙27）及び弁論の全趣旨によれば、松村議員は、事務所費として54万4782円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと（甲7、89参照），同議員は、事務所として、平成21年度当時、金沢市長田二丁目12番18号所在の長田アパート6号を月額2万8000円の賃料で借り受けていたこと、上記充當に係る事務所費は、上記賃借事務所の維持管理経費であったことが認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、同議員が、上記賃借事務所について発生した按分計算していない事務所費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙27)において、平成19年の金沢市議会選挙で当選して以降は、上記賃借事務所を調査研究活動専用の事務所として使用していた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書だけでは、同議員が調査研究活動とそれ以外の活動とを場所的にどのように峻別して行っていたかは判然としないから、上記賃借事務所で生じた費用全額が直ちに調査研究活動のための経費であったものとはいえず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費に関する支出のうち、27万2391円($=54万4782円 \div 2$)が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

イ 人件費

(ア) 証拠(甲18、60の1・2・11・16・25・35・46・58・67・78・86・91・102・110~121、乙27)及び弁論の全趣旨によれば、松村議員は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、職員2名を時給800円で雇用したこと、同職員らは、少なくとも、現地調査の補助業務、調査研究活動資料の作成・整理の補助業務及び政務調査費出納簿作成の補助業務に従事したこと、同議員は、人件費として63万60

00円を出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと（甲8、89参照）が認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、同議員が、同職員らの按分計算していない人件費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙27)において、同職員らは、調査研究活動以外の議員活動又は私的活動には従事していなかった旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書によっても、同議員が、通常は渾然一体となって行われる調査研究活動とそれ以外の活動をどのように峻別して、同職員らからの労務提供を受けていたのかは判然とせず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した人件費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、調査研究活動の補助業務に従事した割合を超えて充当する部分は、本件使途基準に反する違法な支出と認められる。そして、前記活動実態の認識からすると、同職員らが調査研究活動の補助業務に従事した割合は、2分の1を超えることはないものと認めるのが相当である。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の支出のうち、31万8000円（=63万6000円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、同額を返還すべき義務を負う。

ウ 小括

以上によれば、松村議員による政務調査費の支出のうち、59万0391円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（20万4486円）を控除した38万5905円を返還すべき義務を負う。

27万2391円 + 31万8000円 - 20万4486円 = 38万5905円

(10) 久保議員の支出

ア 事務所費

(ア) a 証拠（甲19、61の1・8・9・13・17・26・34・38・43・48・55・57・61・64・65・74・75・80・83・89・96、乙18）及び弁論の全趣旨によれば、久保議員は、事務所費として、別紙5の番号3の支出（4万5621円）をし、同額に政務調査費を充当したこと、これらの支出は、事務所内の会合等で提供したお茶及び菓子の購入費用及び後記(イ)の賃借事務所における飲料水用のミネラルウォーターの購入費用であること、同賃借事務所の家屋が老朽化しており、水道水が赤色に変色していたため、飲料水用にミネラルウォーターを購入していたことが認められる。

b 前記(6)ア(ア)bで述べたとおり、議員がその事務所を調査研究活動の用に供する場合に、その設置・管理のために、維持管理費、備品又は事務機器購入費、事務所内の会合等において提供される茶菓子代及び消耗品費等の雑費を支出することについては、その額が社会通念上相当な範囲にとどまる限り、一定の合理性が認められる。

c 上記aに認定の事実によれば、久保議員が後記(イ)の賃借事務所を調査研究活動の用に供するに当たり、別紙5の番号3記載の支出したことについては、一定の合理性が認められ、また、その額も社会通念上許容範囲内のものといえる。したがって、同議員が上記別紙5の番号3記載の事務所費としての支出に政務調査費を充当した点自体については、外形的事実は認められないが、後記(イ)と同様に、これを按分しないで充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

d そうすると、同議員が政務調査費を充当した上記別紙5の番号3記載の事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在している

ものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能を兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

e 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費に関する上記別紙5の番号3記載の支出のうち、2万2810円(=4万5621円÷2)が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

(イ) a 証拠(甲19、61の2・4・7・11・12・14・15・19・21・24・28の1・30~33・40・41・45~47・52の1・53・58~60・62・66・67・71・73・76・79・81・82・84~86・91・95・97~100・104・105、乙18)及び弁論の全趣旨によれば、久保議員は、事務所費として、上記(a)とは別に、64万9415円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと(甲7、90参照)、同議員は、平成21年度当時、金沢市兼六元町3番60号所在の建物を月額4万円の賃料で借り受けていたこと、同議員は、別の場所(同市兼六元町3番69号所在の石川県看護連盟の事務所内)にも事務所を設置していたこと、上記事務所費は、上記の賃借事務所の賃借料や光熱費、通信費、同事務所において使用した事務用品及び消耗品等の購入費用など同事務所の維持管理費用であったことが認められる。

b 前記活動実態の認識からすると、同議員が、上記賃借事務所について発生した按分計算されていない事務所費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

c 同議員は、陳述書(乙18)において、調査研究活動専用の事務所として、上記賃借事務所を借り受け、同市兼六元町3番69号所在の石川県看護連盟の事務所内の事務所が同議員の後援会事務所であった旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書だけでは、同議員が調査研究活動とそ

れ以外の活動とを場所的にどのように峻別して行っていたかは判然としないから、上記賃借事務所で生じた費用全額が直ちに調査研究活動のための経費であったものとはいえず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

d そうすると、同議員が政務調査費を充当した事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

e 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費（賃借料等）に関する支出のうち、32万4707円（ $\div 64万9415円 \div 2$ ）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

イ 自動車リース料

証拠（甲19、61の6・10・16・28の2・35・42・51・68・88・90・103、乙18）及び弁論の全趣旨によれば、久保議員は、自動車リース料として44万円を支出し、2分の1に相当する22万円に政務調査費を充当したこと、同議員は、リースした自動車を、調査研究活動に係る目的施設までの移動手段及び現地調査のためなどに利用したこと並びに同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

これに反する一審原告の主張は、前記(1)イ及びウのとおり、採用することができない。

ウ 小括

以上によれば、久保議員による政務調査費の支出のうち、34万7517円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（2万0756円）を控除した32万6761円を返還すべき義務を負う。

$$2万2810円 + 32万4707円 - 2万0756円 = 32万6761円$$

(11) 宮崎議員の支出

ア 自動車リース料

証拠（甲20、62の1、乙19）及び弁論の全趣旨によれば、宮崎議員は、自動車リース料として37万0440円を支出し、2分の1に相当する18万5220円に政務調査費を充当したこと、同議員は、リースした自動車を、調査研究活動に係る目的施設・調査報告会の会場までの移動手段及び現地調査のためなどに利用したこと並びに同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

これに反する一審原告の主張は、前記(1)イ及びウのとおり、採用することができない。

イ リース車両維持管理費用

(ア) 証拠（甲20、62の2・4、乙36の1～4）及び弁論の全趣旨によれば、宮崎議員は、リース車両の修理費用として、12万8114円を出し、うち6万4057円（2分の1相当額）に政務調査費を充当したこと、同議員が締結したリース契約は、残存価格を明記せずに、返却時に残存価格を清算しないクローズドエンド方式であること、契約期間満了後は、リース車両の

返却が予定されていることが認められる。

(イ) 前記第2の2関係法令等の定め(4)のとおり、本件手引きは、本件使途基準において政務調査費を充てることができない経費として例示された「その他政務調査費としての支出が不適切な経費」の具体的事例として、自動車の維持管理費用（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代）を規定しているが、金沢市議会事務局は、自動車リースについては、車検代等の維持管理費用が議員の資産形成につながるものではないこと、当該リース料が維持管理費用を含むものであるか否か等はリース契約の内容によって異なるため、リース車両に係る維持管理費の取扱いに一貫性を持たせること、及びリース料の限度額が設定されているために際限なく充当を許すものではなく、金銭面での制約がこの部分で担保できることを理由に、リース車両の維持管理費用（車検費用、修繕料）に政務調査費を充当することが可能であると判断し、議員に対して周知した（乙3。以下「本件回答」という。）。

(ウ) 上記(ア)に認定の事実によれば、宮崎議員のリース車両の修理費用の支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

(12) 黒沢議員の支出

証拠（甲21、63の1～5の5、乙20）及び弁論の全趣旨によれば、黒沢議員は、自動車リース料として57万5820円を支出し、2分の1相当額を下回る26万9710円に政務調査費を充当したこと、同議員は、リースした自動車を、調査研究活動に関して、住民等との意見交換会場への移動手段、現地調査・資料収集、講演会・研究会等への参加のための移動手段として利用したこと及び同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められない

から、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

これに反する一審原告の主張は、前記(1)イ及びウのとおり、採用することができない。

(13) 横越議員の支出

ア 事務所費

(ア) a 証拠（甲22、64の8・16・22・37・40・44・53・60・74・76・90・91・94・107・127・138・148・149・156・167・173・178・179、乙21）及び弁論の全趣旨によれば、横越議員は、事務所費として、別紙5の番号4の支出（22万0035円）をし、同額に政務調査費を充当したこと、これらの支出は、事務所内の会合等で提供したお茶及び菓子の購入費用、後記(イ)記載の自宅事務所の掃除用具の購入費用並びに同事務所で使用するテレビ（甲64の178、179。8万8000円）等の備品の購入費用であることが認められる。

b 前記(6)ア(ア)bで述べたとおり、議員がその事務所を調査研究活動の用に供する場合に、その設置・管理のために、維持管理費、備品又は事務機器購入費、事務所内の会合等において提供される茶菓子代及び消耗品費等の雑費を支出することについては、その額が社会通念上相当な範囲にとどまる限り、一定の合理性が認められる。

c 上記aに認定の事実によれば、横越議員が後記(イ)の自宅事務所を調査研究活動の用に供するに当たり、別紙5の番号4記載の支出したことについては、一定の合理性が認められ、また、その額も社会通念上許容範囲内のものといえる。したがって、同議員が上記別紙5の番号4記載の事務所費としての支出に政務調査費を充当した点自体については、外形的事実は認められないが、後記(イ)と同様に、これを按分しないで充当した点については、外形的事実が

存在するものと認められる。

d そうすると、同議員が政務調査費を充当した上記別紙5の番号4記載の事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

e 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費に関する上記別紙5の番号4記載の支出のうち、11万0017円(=22万0035円÷2)が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

(イ) a 証拠(甲22, 64の3・6・11・25・33・35・39・61・75・81・82・95・100・104・114・119・122・128・132～135・144・145・151・152・159・162・165・174, 乙21)及び弁論の全趣旨によれば、横越議員は、事務所費として、上記(ア)とは別に、33万4565円を支出し、うち15万8325円について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと(甲7, 93参照), 同議員は、事務所として、平成21年度当時、金沢市昌永町13番27号所在の自宅の一室を利用していたほか、別の場所(同市昌永町15-64番地所在の建物内)にも事務所を設置していたこと、上記15万8325円の事務所費は、自宅事務所の備品購入費用並びに同事務所において使用された通信費、事務用品及び消耗品等の購入費用などであったことが認められる。

b 前記活動実態の認識からすると、同議員が、自宅事務所について発生した按分計算していない事務所費に政務調査費を充当した点については、外的的事実が存在するものと認められる。

c 同議員は、陳述書(乙21)において、自宅事務所は調査研究活動専

用の事務所として利用し、同議員の後援会事務所は金沢市昌永町15-64番地所在の建物内に設置していた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書だけでは、同議員が調査研究活動とそれ以外の活動とを場所的にどのように峻別して行っていたかは判然としないから、自宅事務所で生じた費用全額が直ちに調査研究活動のための経費であったものとはいえず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

d そうすると、同議員が政務調査費を充当した事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

e 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費（通信費等）に関する支出のうち、7万9162円（=15万8325円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

イ 人件費

(ア) 証拠（甲22、64の1・13・20・28・48・55・69・89・105・121・139・158・170、乙21）及び弁論の全趣旨によれば、横越議員は、平成21年4月から平成22年3月までの間、職員1名を時給850円で雇用したこと（職員雇用台帳（甲64の1）には雇用期間が平成22年4月から平成24年3月までと記載されているが、領収書（甲64の13・20・28・48・55・69・89・105・121・139・158・170）の記載に照らせば、正しくは平成21年4月から平成22年3月までであると認められる。），同職員は、1日2時間程度、少なくとも、自宅事務所における同議員の議員活動の補助業務（はがき、手紙の宛名書き、電話・ファックス対応、郵便物の整理、来客対応、調査研究活動の資料の作

成・整理、現地見分の地図出し準備など)に従事していたこと、同議員は、同職員の人工費(事務費)として54万1400円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと(甲8、93参照)が認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、同議員が、同職員の按分計算していない人工費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙21)において、同職員は、調査研究活動事務所である自宅事務所における同活動に関連する補助業務に従事していた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書によても、同議員が、通常は渾然一体となって行われる調査研究活動とそれ以外の活動をどのように峻別して、同職員からの労務提供を受けていたのかは判然とせず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した人工費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、調査研究活動の補助業務に従事した割合を超えて充当する部分は、本件使途基準に反する違法な支出と認められる。そして、前記活動実態の認識からすると、同職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合は、2分の1を超えることはないものと認めるのが相当である。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の人工費に関する支出のうち、27万0700円(=54万1400円÷2)が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、同額を返還すべき義務を負う。

ウ 自動車リース料等

(ア) 自動車リース料

証拠(甲22、64の10・15・24・42・54・66・79・10)

1・116・130・154・166, 乙21) 及び弁論の全趣旨によれば、横越議員は、自動車リース料として56万0175円を支出し、その2分の1を下回る28万0087円に政務調査費を充当したこと(甲9, 93参照)，同議員は、リースした自動車を、調査研究活動に関連する現場視察の際の移動手段などに利用したこと及び同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

これに反する一審原告の主張は、前記(1)イ及びウのとおり、採用すること
ができない。

(イ) リース車両維持管理費用

a 証拠(甲22, 64の4の1, 182, 183, 乙35の1・2)及び弁論の全趣旨によれば、横越議員は、リース車両の維持管理費用として、14万0650円(リース部品交換費用3150円及び車検整備費用等13万7500円)を支出し、うち7万1900円(3150円+6万8750円)に政務調査費を充当したこと、同議員が締結したリース契約は、残存価格を明記せずに、返却時に残存価格を清算しないクローズドエンド方式であること、同議員は、平成23年5月31日、リース車両を返却したことが認められる。

b 上記aに認定の事実によれば、同議員が支出したリース車両の維持管理費用は本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められるが(前記(1)イ(イ))、調査研究活動目的で使用した割合は2分の1であるから、リース部品交換費用3150円のうち政務調査費を充当することができる
のは、自動車リース料に準じて2分の1にとどまり、これを超える部分(15

75円)は違法な支出となる。

エ 小括

以上によれば、横越議員による政務調査費の支出のうち、46万1454円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額(4万4217円)を控除した41万7237円を返還すべき義務を負う。

$$11万0017円 + 7万9162円 + 27万0700円 + 1575円 - 4万4217円 = 41万7237円$$

(14) 田中展郎議員の支出

ア 証拠(甲23、65の1~6・9・10・13~15・17・20~23・25・26・29・30・32・33・36・37・39・40、乙22)及び弁論の全趣旨によれば、田中展郎議員は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、職員2名を雇用したこと(1名は時給1000円、1名は月給1万円)、同職員らは、少なくとも、パソコン補助業務、新聞の切り抜き及び資料の整理、原稿作成等の補助業務及び事務所の管理並びに同事務所の電話当番等の業務に従事したこと、同議員は、人件費(事務手当)として60万円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したことが認められる。

イ 前記活動実態の認識からすると、同議員が、同職員の按分計算していない人件費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

ウ 同議員は、陳述書(乙22)において、調査研究活動に関して、同職員らは上記アで認定した業務に従事し、調査研究活動以外の議員活動又は私的行為には従事していなかった旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書によっても、同議員が、通常は渾然一体となって行われる調査研究活

動とそれ以外の活動をどのように峻別して、同職員らからの労務提供を受けていたのかは判然とせず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

エ そうすると、同議員が政務調査費を充当した人件費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、調査研究活動の補助業務に従事した割合を超えて充当する部分は、本件使途基準に反する違法な支出と認められる。そして、前記活動実態の認識からすると、同職員らが調査研究活動の補助業務に従事した割合は、2分の1を超えることはないものと認めるのが相当である。

オ 以上によれば、同議員による政務調査費の支出のうち、30万円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（3万0431円）を控除した26万9569円を返還すべき義務を負う。

$$30\text{万円} - 3\text{万}0431\text{円} = 26\text{万}9569\text{円}$$

(15) 上田議員の支出

ア 事務所の賃借料

(ア) 証拠（甲24, 40, 66の1～4・8・21・31・32・37・40・43・48・111・112, 乙23, 46, 47）及び弁論の全趣旨によれば、上田議員は、株式会社上善から、金沢市田上第五土地区画整理地内50街区5番、6-1番所在の事務所を、駐車場料金を含めて月額15万円の賃借料で借り受けていたこと、同議員は、同事務所の賃借料合計180万円について事務所費として政務調査費を充当したこと、同事務所の所有者は同議員本人であること、上記株式会社上善は、不動産の賃貸・管理等を目的として、平成20年に設立された会社であり、同議員の妻が代表取締役を務め、同議員本人も取締役を務めている同族会社であることが認められる。

(イ) 本件使途基準及び本件手引きは、議員個人が所有する建物に調査研究

活動の事務所を設置するために、賃料を支払い、その支払のために政務調査費を充当することをそもそも想定しておらず、そのような充当を認めていないといわなければならないところ、この理は、賃貸借契約の相手方が所有者たる議員本人と同視し得る場合にもそのまま当てはまるものと解される。

(ウ) 本件において、上記(ア)のとおり、上田議員が借り受けた建物は同議員が所有する建物であり、賃貸人である株式会社上善は、同議員自身が取締役に就任し、家族が代表取締役を務める同族会社であるから、賃貸借契約の相手方が所有者たる議員本人と同視し得る場合に当たり、上記賃借料の支出は違法な政務調査費の支出に当たるというべきである。

イ 賃料以外の事務所費

(ア) 証拠（甲24、66の5～7・9～20・22～28・45の①～④・46の①②・47の①～⑤、乙23）及び弁論の全趣旨によれば、上田議員は、事務所費として、上記アとは別に、14万3466円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと、同議員は、平成21年度当時、上記アの事務所のほかに、自宅及び田上第五土地区画整理地内7街区13番所在のビル2階にも事務所を設置していたこと、上記事務所費は、上記アの事務所における光熱費及び通信費等であったことが認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、同議員が、上記アの事務所について発生した按分計算していない事務所費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙23)において、上記アの事務所を調査研究活動専用の事務所として利用し、同議員の後援会活動は自宅及び田上第五土地区画整理地内7街区13番所在のビル2階所在の事務所で行っていた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書だけでは、同議員が調査研究活動とそれ以外の活動とを場所的にどのように峻別して行っていたかは判然とし

ないから、上記アの事務所で生じた費用全額が直ちに調査研究活動のための経費であったものとはいはず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

(イ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費（賃料以外）に関する支出のうち、7万1733円（＝14万3466円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

ウ 小括

以上によれば、上田議員による政務調査費の支出のうち、187万1733円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（24万2132円）を控除した162万9601円を返還すべき義務を負う。

$$180\text{万円} + 7\text{万}1733\text{円} - 24\text{万}2132\text{円} = 162\text{万}9601\text{円}$$

(16) 苗代議員の支出

ア 事務所費

(ア) 証拠（甲25、42～44、67の2・4・6・8・10・12・15・17・19・21・23・25、113、乙25、30、48）及び弁論の全趣旨によれば、苗代議員は、株式会社イチコーマックスとの間で、金沢市矢木三丁目70番地4所在の建物（家屋番号：70番4、種類：作業場・事務所、構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、床面積：1階93.24m²、2階79.20m²）の1室（2階16m²等共用部分。同施設内備え付けの設備（コピー機等）の一時的使用を含む。）を月額6万5000円の賃借料で借り受け

ていたこと、同建物の所有者は苗代宣彦（同議員の兄）及び苗代通子（苗代宣彦の妻）であること、同議員は同事務所の賃借料のうち半額に相当する合計39万円に政務調査費を充当したこと及び上記会社は、同議員が代表取締役を務めていることが認められる。

(イ) 市議会議員が調査研究活動を行うために使用する事務所を賃借するに際し、当該議員が代表者を務める会社から当該事務所を賃借する場合、第三者が賃貸人となる場合に比し、賃料額が適正な価額を超えて恣意的に定められるなどの弊害が生じる蓋然性が高いというべきである。そうすると、このような場合には外形的事実が存在するものと認められ、一審被告において賃料額などの契約内容の合理性等について適切な反証をしない限り、賃借料の支出は、本件使途基準に反した違法な政務調査費の支出に当たるというべきである。

本件において政務調査費を充当した額は月額6万5000円（年額78万円）の賃借料の半分である年額39万円であるところ、同議員本人の陳述書（乙25、48）及び弁論の全趣旨によれば、少なくともこの半分にした額は賃借料として合理的な額であることが認められ、外形的事実による推認は覆されたものというべきである。

なお、このような身内との事務所の賃貸借契約が望ましくないことは当然であるが、その点のは正は、最終的には、本件条例及び本件規則等の改正を通じて行われるべきである。

イ 入件費

(ア) 証拠（甲25、67の1・3・5・7・9・11・13・16・18・20・22・24・26、乙25）及び弁論の全趣旨によれば、苗代議員は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、職員1名を時給1000円で雇用したこと、同職員は、調査研究活動資料の作成・整理の補助業務、政務調査費出納簿の作成及び電話応対業務等の庶務に従事していたこと、

同職員は、講演会活動や個人事務所としての業務にも携わっていたものの、政務調査費を充当された同職員の入件費は、同議員の基準に従い、調査研究活動の補助業務に専従していた時間を計算し、交通費として月額4000円を加算して算定されていたこと、入件費として104万4000円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したことが認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、同議員が、補助業務に従事した職員の同議員の基準に従って算定された入件費に政務調査費を充当した点については、やはり外形的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙25)において、政務調査費を充当された同職員の入件費は、調査研究活動の補助業務に専従していた時間を計算し、交通費として月額4000円を加算して算定した旨述べるが、同陳述書及び弁論の全趣旨によれば、同議員が挙げる同職員の業務内容自体、「電話応対業務等の庶務」という後援会活動等と区別を付け難い内容を含んでおり、同議員が行った計算は飽くまで同議員が正しいと考えた基準に従った計算にすぎないこと、同議員が同職員に支払った後援会活動等分の支払内容が不明であり、調査研究活動分の支払と後援会活動等分の支払との比率が不明であること、交通費についても、調査研究活動分と後援会活動等分とをどのように区分したのか不明であることが認められ、同陳述書によても、外形的事実による推認を覆すには足りない。

(エ) そうすると、同議員が計算して政務調査費を充当した入件費のうちにも、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、調査研究活動の補助業務に従事した割合を超えて充当する部分は、本件使途基準に反する違法な支出と認められる。そして、前記活動実態の認識からすると、同職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合は、やはり2分の1を超えることはないものと認めるのが相当である。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の支出のうち、52万2000円（＝104万4000円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、同額を返還すべき義務を負う。

ウ 小括

以上によれば、苗代議員による政務調査費の支出のうち、52万2000円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（23万8497円）を控除した28万3503円を返還すべき義務を負う。

$$52万2000円 - 23万8497円 = 28万3503円$$

(17) 田中仁議員の支出

ア 事務所費

(ア) a 証拠（甲26、68の6、乙26）及び弁論の全趣旨によれば、田中仁議員は、事務所費（お茶菓子代）として、別紙5の番号5の支出（3097円）をし、同額に政務調査費を充当したこと、上記支出は、事務所内の会合等で提供したお茶菓子の購入費用であることが認められる。

b 前記(6)ア(ア)bで述べたとおり、議員がその事務所を調査研究活動の用に供する場合に、その設置・管理のために、維持管理費、備品又は事務機器購入費、事務所内の会合等において提供される茶菓子代及び消耗品費等の雑費を支出することについては、その額が社会通念上相当な範囲にとどまる限り、一定の合理性が認められる。

c 上記aに認定の事実によれば、田中仁議員が後記(イ)の賃借事務所を調査研究活動の用に供するに当たり、別紙5の番号5記載の支出したことについては、一定の合理性が認められ、また、その額も社会通念上許容範囲内のものといえる。したがって、同議員が上記別紙5の番号5記載の事務所費としての支出に政務調査費を充当した点自体については、外形的事実は認められない

が、後記(イ)と同様に、これを按分しないで充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

d そうすると、同議員が政務調査費を充当した上記別紙5の番号5記載の事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

e 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費に関する上記別紙5の番号5記載の支出のうち、1548円（=3097円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

(イ) a 証拠（甲26, 68の10・12・16・19・20・23・27・29・31・33・35・39・41・45, 乙26）及び弁論の全趣旨によれば、田中仁議員は、事務所費として、上記(ア)とは別に、88万5690円を支出し；その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと（甲7, 97参照），同議員は、事務所として、平成21年度当時、金沢市岸川町チ70-1所在の建物の2階を月額6万円の賃料で借り受けていたほか、同市彦三町二丁目9-1所在の建物の4階にも事務所を設置していたこと、上記事務所費は、上記の金沢市岸川町所在の事務所の賃借料、同事務所において同活動のために使用した事務用品及び消耗品等の購入費用並びに調査研究活動に係るインターネットホームページのメンテナンス費用などであったことが認められる。

b 前記活動実態の認識からすると、同議員が、上記金沢市岸川町所在の賃借事務所について発生した按分計算していない事務所費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

c 同議員は、陳述書（乙26）において、上記金沢市岸川町所在の賃借

事務所は調査研究活動専用の事務所としており、同議員の後援会事務所は同市彦三町二丁目9-1所在の建物の4階の事務所であった旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書だけでは、同議員が調査研究活動とそれ以外の活動とを場所的にどのように峻別して行っていたかは判然としないから、上記金沢市岸川町所在の賃借事務所で生じた費用全額が直ちに調査研究活動のための経費であったものとはいえない、外形的事実による推認を覆すには足りない。

d そうすると、同議員が政務調査費を充当した事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

e 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費（賃借料等）に関する支出のうち、44万2845円（=88万5690円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

イ 自動車リース料等

(ア) 自動車リース料

証拠（甲26、68の11の1・14の1・17・22の1・25・28の1・30の1・34・37・40の1・43の1、乙26）及び弁論の全趣旨によれば、田中仁議員は、自動車リース料として49万0245円を出し、2分の1相当額を下回る19万1823円に政務調査費を充当したこと、平成21年度当時、リースした自動車を、調査研究活動に関して、市民等との意見交換会場への移動、調査研究対象としているテーマの現地調査、市民の要望・課題の現地調査の際などに利用したこと及び同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分

の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

これに反する一審原告の主張は、前記(1)イ及びウのとおり、採用することができない。

(イ) リース車両維持管理費用

a 証拠（甲26、68の8・42）及び弁論の全趣旨によれば、田中仁議員は、リース車両のタイヤ等の購入費用及び車検料などの維持管理費用として、15万9600円を支出し、うち7万9800円（2分の1相当額）に政務調査費を充当したことが認められる。

b 同議員が締結していたリース契約が、残存価格を明記せずに、返却時に残存価格を清算しないクローズドエンド方式であることを認めるに足りる証拠はないが、政務調査費を充当したタイヤ等の購入費用及び車検料などの維持管理費用は、上記(a)のリース料と合計しても年額36万円の範囲内である27万1623円であるから、上記維持管理費用への充当は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる（前記(1)イ(イ)）。

ウ 小括

以上によれば、同議員による政務調査費の支出のうち、44万4393円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（10万3624円）を控除した34万0769円を返還すべき義務を負う。

$$1548円 + 44万2845円 - 10万3624円 = 34万0769円$$

(18) 松井議員の支出

ア 事務所費



(ア) a 証拠（甲27、69の13、乙8）及び弁論の全趣旨によれば、松井議員は、事務所費（茶菓子代）として、別紙5の番号6の支出（1536円）をし、同額に政務調査費を充当したこと、上記支出は、事務所内の会合などで提供した菓子の購入費用であることが認められる。

b 前記(6)ア(ア)bで述べたとおり、議員がその事務所を調査研究活動の用に供する場合に、その設置・管理のために、維持管理費、備品又は事務機器購入費、事務所内の会合等において提供される茶菓子代及び消耗品費等の雑費を支出することについては、その額が社会通念上相当な範囲にとどまる限り、一定の合理性が認められる。

c 上記aに認定の事実によれば、同議員が後記(イ)の賃借事務所を調査研究活動の用に供するに当たり、別紙5の番号6記載の支出したことについては、一定の合理性が認められ、また、その額も社会通念上許容範囲内のものといえる。したがって、同議員が上記別紙5の番号6記載の事務所費としての支出に政務調査費を充当した点自体については、外形的事実は認められないが、後記(イ)と同様に、これを按分しないで充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

d そうすると、同議員が政務調査費を充当した上記別紙5の番号6記載の事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

e 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費に関する上記別紙5の番号6記載の支出のうち、768円（=1536円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

(イ) a 証拠（甲27、69の3・4・5（再枝番の1、2、3、4、6、

7, 9), 7(再枝番の2及び4)・9(再枝番の1, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 12, 14, 15, 17, 19, 20)・10~12, 23(再枝番の1, 2, 4, 5, 7, 9, 10, 12, 13)・25・27・29~33・34(再枝番の2, 3, 5, 7, 8, 10, 11, 13, 15)・36~38・40・47(再枝番の1, 2), 乙8)及び弁論の全趣旨によれば、松井議員は、事務所費として、上記(ア)とは別に、81万4086円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと、同議員は、事務所として、平成21年度当時、金沢市長坂三丁目13-4所在の部屋を月額5万円の賃料で借り受けていたこと、上記事務所費は、同事務所の賃借料、光熱費及び通信費並びに同事務所において使用された備品、事務用品及び消耗品等の購入費用などであったことが認められる。

b 前記活動実態の認識からすると、同議員が、上記賃借事務所について発生した按分計算していない事務所費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

c 同議員は、陳述書(乙8)において、上記賃借事務所は調査研究活動専用の事務所として借り受けていた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書だけでは、同議員が調査研究活動とそれ以外の活動とを場所的にどのように峻別して行っていたかは判然としないから、上記賃借事務所で生じた費用全額が直ちに調査研究活動のための経費であったものとはいえず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

d そうすると、同議員が政務調査費を充当した事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

e 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費（賃借料等）に関する支出のうち、40万7043円（＝81万4086円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

イ 人件費

(ア) 証拠（甲27、69の1・2・15～20・41～46、乙8）及び弁論の全趣旨によれば、松井議員は、人件費（事務費）として70万円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと、同議員は、平成21年4月から平成22年3月までの間、職員1名を日当500円で雇用したこと、同職員は、少なくとも、調査研究活動の資料の作成・整理、来客応対等の補助業務に従事していたことが認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、同議員が、同職員の按分計算していない人件費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙8)において、同職員は、上記(ア)で認定した業務に従事し、調査研究活動以外の同議員の議員活動又は私的行為には従事していないかった旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書によつても、同議員が、通常は渾然一体となって行われる調査研究活動とそれ以外の活動をどのように峻別して、同職員からの労務提供を受けていたのかは判然とせず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した人件費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、調査研究活動の補助業務に従事した割合を超えて充当する部分は、本件使途基準に反する違法な支出と認められる。そして、前記活動実態の認識からすると、同職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合は、2分の1を超えることはないものと認めるのが相当である。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の人事費に関する支出のうち、35万円（＝70万円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、同額を返還すべき義務を負う。

ウ 小括

以上によれば、松井議員による政務調査費の支出のうち、75万7811円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（4万7096円）を控除した71万0715円を返還すべき義務を負う。

$$768\text{円} + 40万7043\text{円} + 35\text{万円} - 4万7096\text{円} = 71万0715\text{円}$$

(19) 森尾議員の支出

証拠（甲28、70の1～25、乙5）及び弁論の全趣旨によれば、森尾議員は、自動車リース料として21万6720円を支出し、2分の1に相当する10万8360円に政務調査費を充当したこと、同議員は、平成21年度当時、リースした自動車を、調査研究活動に関して、障害者施設・商店街・高齢者宅の訪問及び関連施設の現地調査などに利用したこと並びに同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した違法な政務調査費の支出と認められる。

これに反する一審原告の主張は、前記(1)イ及びウのとおり、採用することができない。

(20) 升議員の支出

ア 事務所費（維持管理費等）

(ア) 証拠（甲29, 71の2・25・31・35・40・68・69・71・88・93・99, 乙4）及び弁論の全趣旨によれば、升議員は、事務所費として、別紙5の番号7の支出（2万0381円）をし、同額に政務調査費を充当したこと、上記支出は、後記イの事務所内の調査研究活動専用部分のブランドの購入費用及び障子の張替費用など同事務所の維持管理費用並びに事務所内の会合等で提供したお茶及び菓子の購入費用であることが認められる。

(イ) 前記(6)ア(ア)bで述べたとおり、議員がその事務所を調査研究活動の用に供する場合に、その設置・管理のために、維持管理費、備品又は事務機器購入費、事務所内の会合等において提供される茶菓子代及び消耗品費等の雑費を支出することについては、その額が社会通念上相当な範囲にとどまる限り、一定の合理性が認められる。

(ウ) 上記(ア)に認定の事実によれば、升議員が後記イの事務所内の調査研究活動専用部分を調査研究活動の用に供するに当たり、別紙5の番号7記載の支出したことについては、一定の合理性が認められ、また、その額も社会通念上許容範囲内のものといえる。したがって、同議員が上記別紙5の番号7記載の事務所費としての支出に政務調査費を按分せずに充当した点自体については、外形的事実は認められない。

イ 事務所費（賃借料等）

(ア) 証拠（甲29, 71の1・4・8・14・16・18・20・23・24・27・32・34・43・50・53～57・62・63・65・75・76・78～80・83～85・90・97・101～103・105, 乙4）及び弁論の全趣旨によれば、升議員は、事務所費として、上記アとは別に、58万5720円を支出し、うち8万6946円について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと、同議員は、平成21年度当時、調査研究活動及び後援会活動の事務所として、金沢市若草町26-7所在の建物を月額

7万5000円の賃料で借り受けていたこと、同事務所は、調査研究活動専用の部分と後援会活動専用の部分に区画を分けて利用していたこと、按分することなく政務調査費を充当した事務所費の支出は、上記の調査研究活動のための通信費並びに同活動に使用する備品、事務用品及び消耗品等の購入費用などであったことが認められる。

(イ) 上記(ア)に認定の事実によれば、上記事務所費の支出は、調査研究活動のための費用であったものと認められ、同支出は、全額について本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。なお、升議員は上記事務所の賃借料の振込送金に係る手数料について、按分することなく政務調査費を充当しているものの（甲29，71の34・78・101），本件全証拠によっても、調査研究活動専用の部分に相当する賃料額の送金に要する手数料額がより低額である事実が認められないこと等に鑑みると、上記手数料全額の支出についても、按分していないことをもって直ちに外形的事実が認められるとはいえない。

ウ 小括

そうすると、升議員の政務調査費の支出はいずれも適法なものと認められる。

(21) 増江議員の支出

ア 事務所費（備品購入費等）

(ア) 証拠（甲30，72の2・5・6・8・10・14・15・17・18・21・23・26・29・30・33・34・37・39・43・45・47・51・58，乙9）及び弁論の全趣旨によれば、増江議員は、事務所費として、別紙5の番号8の支出（24万1928円）をし、同額に政務調査費を充当したこと、上記支出は、事務所内のモップ等の掃除用具の費用など同事務所の維持管理費用、事務所内で使用するシュレッダー等備品の購入費用及び事務所内の会合等で提供したお茶及び菓子の購入費用であることが認められる。

(イ) 前記(6)ア(ア)bで述べたとおり、議員がその事務所を調査研究活動の用に供する場合に、その設置・管理のために、維持管理費、備品又は事務機器購入費、事務所内の会合等において提供される茶菓子代及び消耗品費等の雑費を支出することについては、その額が社会通念上相当な範囲にとどまる限り、一定の合理性が認められる。

(ウ) 上記(ア)に認定の事実によれば、増江議員が後記イの賃借事務所を調査研究活動の用に供するに当たり、別紙5の番号8記載の支出したことについては、一定の合理性が認められ、また、その額も社会通念上許容範囲内のものといえる。したがって、同議員が上記別紙5の番号8記載の事務所費としての支出に政務調査費を充当した点自体については、外形的事実は認められないが、後記イと同様に、これを按分しないで充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した上記別紙5の番号8記載の事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費に関する上記別紙5の番号8記載の支出のうち、12万0964円(=24万1928円÷2)が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

イ 事務所費（賃借料等）

(ア) 証拠（甲30、72の3・4・13・24・25・40・50・53
(再枝番の1, 3, 5, 6)・54 (再枝番の1~3, 5~9)・55 (再枝番の1~5, 7~10)・56 (再枝番の1~4, 6~8, 10~16, 18

～21)・59, 乙9)及び弁論の全趣旨によれば、増江議員は、事務所費として、上記アとは別に、63万6307円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと、同議員は、平成21年度当時、事務所として、金沢市桂町ハ44-1所在の部屋を月額4万5000円の賃料で借り受けていたこと、同事務所とは別に同議員の自宅にも事務所を設置していたこと、上記事務所費の支出は、上記賃借事務所の賃借料、同事務所において行う通信費並びに同事務所で使用する備品、事務用品及び消耗品等の購入費用などであったことが認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、同議員が、上記賃借事務所について発生した按分計算していない事務所費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙9)において、上記賃借事務所は調査研究活動の事務所として借り受け、後援会活動は自宅事務所において行っていた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書だけでは、同議員が調査研究活動とそれ以外の活動とを場所的にどのように峻別して行っていたかは判然としないから、上記賃借事務所で生じた費用全額が直ちに調査研究活動のための経費であったものとはいえず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費（賃借料等）に関する支出のうち、31万8153円（＝63万6307円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

ウ 小括

以上によれば、増江議員による政務調査費の支出のうち、43万9117円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（2万2828円）を控除した41万6289円を返還すべき義務を負う。

$$12万0964円 + 31万8153円 - 2万2828円 = 41万6289円$$

(22) 安達議員の支出

ア 事務所費

(ア) 証拠（甲31、73の3～5・7～19・24・25・27・28・31～34・36・38・42～44・47・49・51～53・55・59・61・63・64・67・69・71・79～81・84～86・90・91・96～98・101～104・107・108・114・115・117・118・121・122・127・129・130・132・133・137・140・141、乙28）及び弁論の全趣旨によれば、安達議員は、事務所費として87万1983円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと（甲7、102参照）、同議員は、平成21年4月までは金沢市高尾台四丁目117所在のビルの1室を月額6万円の賃料で、また、同年5月以降は金沢市高尾台四丁目27所在のビルの1室を月額3万5840円の賃料で、それぞれ借り受けていたこと、同事務所のほかに、自宅や別に借り受けた部屋にも事務所を設置していたこと、上記事務所費の支出は、金沢市高尾台四丁目117又は27所在の各賃借事務所の賃借料、各賃借事務所における事務用品及び消耗品の購入費用並びに各賃借事務所の光熱費及び通信費等であったことが認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、同議員が、上記金沢市高尾台四丁目117又は27所在の各賃借事務所について発生した按分計算していない事務

所費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙28)において、金沢市高尾台四丁目117又は27所在の各賃借事務所は調査研究活動専用の事務所として借り受け、後援会活動は自宅や別に借り受けた部屋で行っていた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書だけでは、同議員が調査研究活動とそれ以外の活動とを場所的にどのように峻別して行っていたかは判然としないから、金沢市高尾台四丁目117又は27所在の各賃借事務所で生じた費用全額が直ちに調査研究活動のための経費であったものとはいえず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費に関する支出のうち、43万5991円(=87万1983円÷2)が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

イ 入件費

(ア) 証拠(甲31, 73の1・2・21・30・40・58・65・74・89・100・109・124・134・144, 乙28)及び弁論の全趣旨によれば、安達議員は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、職員1名を時給700円で雇用したこと、同職員は、少なくとも、市民要望の受付、調査研究活動の資料の作成・整理の補助及び政務調査費出納簿の作成など調査研究活動に関連する補助業務に従事していたこと、同議員は、

同職員の人工費として50万9350円を出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したことが認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、同議員が、同職員の按分計算していない人工費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙28)において、同職員は上記(ア)で認定した業務に従事し、調査研究活動以外の議員活動又は私的行為には従事していなかつた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書によつても、同議員が、通常は渾然一体となって行われる調査研究活動とそれ以外の活動をどのように峻別して、同職員からの労務提供を受けていたのかは判然とせず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した人工費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、調査研究活動の補助業務に従事した割合を超えて充当する部分は、本件使途基準に反する違法な支出と認められる。そして、前記活動実態の認識からすると、同職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合は、2分の1を超えることはないものと認めるのが相当である。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の人工費に関する支出のうち、25万4675円(=50万9350円÷2)が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、同額を返還すべき義務を負う。

ウ 自動車リース料

証拠(甲31、73の41(再枝番の1、2)・75・77・78・112～113の2・145(再枝番の1～3)、乙28)及び弁論の全趣旨によれば、安達議員は、自動車リース料として43万8698円を出し、その2分の1を下回る21万9348円に政務調査費を充当したこと、同議員は、平成

21年度当時、リースした自動車を、調査研究活動に関して、研究対象としているテーマの現地調査及び市民等との意見交換の場への移動手段として利用したこと並びに同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

これに反する一審原告の主張は、前記(1)イ及びウのとおり、採用することができない。

エ 小括

以上によれば、安達議員による政務調査費の支出のうち、69万0666円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（32万4332円）を控除した36万6334円を返還すべき義務を負う。

43万5991円 + 25万4675円 - 32万4332円 = 36万6334
円

(23) 井沢議員の支出

ア 事務所費

(ア) 証拠（甲32、74の4~9・13~16・19~22・25~28・31~34・37~40・43~47・50~54・57~62・65・66・68~71・74~78・81~85、乙29）及び弁論の全趣旨によれば、井沢議員は、事務所費として77万5362円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと、同議員は、事務所として、平成21年度当時、金沢市北塚町西409番地所在の会社事務所の一部

を、月額5万円の賃料で借り受けていたこと、上記事務所費は、同事務所の賃借料及び通信料並びに同事務所において調査研究活動のために使用される消耗品等の購入費用であったことが認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、同議員が、上記賃借事務所について発生した按分計算していない事務所費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙29)において、上記賃借事務所は調査研究活動専用の事務所であり、後援会活動は自宅で行っていた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書だけでは、同議員が調査研究活動とそれ以外の活動とを場所的にどのように峻別して行っていたかは判然としないから、上記賃借事務所で生じた費用全額が直ちに調査研究活動のための経費であったものとはいえない、外形的事実による推認を覆すには足りない。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費に関する支出のうち、38万7681円(=77万5362円÷2)が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

イ 人件費

(ア) 証拠(甲32、74の1～3・11・12・17・18・23・24・29・30・35・36・41・42・48・49・55・56・63・64・72・73・79・80、乙29)及び弁論の全趣旨によれば、井沢議員は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、職員2名を雇

用したこと（1名が月給4万8000円、1名が月給1万2000円）、同職員らは、少なくとも、調査研究活動の資料の作成・整理の補助業務、上記アの賃借事務所の維持管理業務の全般及び調査対象となる現地まで自動車を運転してもらうなど現地調査の補助業務に従事したこと、同議員は、同職員らの人工費として72万円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと（甲8、103参照）が認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、同議員が、同職員の按分計算していない人工費に政務調査費を充当した点については、外的的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙29)において、同職員らは上記(ア)で認定した業務に従事し、調査研究活動以外の議員活動又は私的行為には従事していないかった旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書によっても、同議員が、通常は渾然一体となって行われる調査研究活動とそれ以外の活動をどのように峻別して、同職員らからの労務提供を受けていたのかは判然とせず、外的的事実による推認を覆すには足りない。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した人工費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、調査研究活動の補助業務に従事した割合を超えて充当する部分は、本件使途基準に反する違法な支出と認められる。そして、前記活動実態の認識からすると、同職員らが調査研究活動の補助業務に従事した割合は、2分の1を超えることはないものと認めるのが相当である。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の人工費に関する支出のうち、36万円（=72万円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、同額を返還すべき義務を負う。

ウ 小括

以上によれば、井沢議員による政務調査費の支出のうち、74万7681円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（18万4002円）を控除した56万3679円を返還すべき義務を負う。

$$38万7681円 + 36万円 - 18万4002円 = 56万3679円$$

(24) 澤飯議員の支出

ア 事務所費

(ア) 証拠（甲33、75の14、18～21・23～27・29・30）及び弁論の全趣旨によれば、澤飯議員は、事務所費（事務機リース（エプソン複合機1台））として、別紙5の番号9の支出（21万5460円）をし、同額に政務調査費を充当したことが認められる。

(イ) 本件使途基準及び本件手引きによれば、事務機器の賃借料に政務調査費を充当することができるが、備品の購入については、同一の機器につき、1任期1回限り10万円を上限として政務調査費を充当することができるところからすると、事務機器の賃借料（リース料を含む。）に政務調査費を充てる場合にも、1つの機器につき10万円を上限として、充当が認められると解するのが相当である。

(ウ) そうすると、澤飯議員が、エプソン複合機1台のリース料に充当した政務調査費21万5460円のうち、10万円を超える11万5460円の部分は本件使途基準及び本件手引きに合致しない違法な支出であると認められる。

イ 自動車リース料

証拠（甲33、75の1～7・9・11・12・15・16、乙11）及び弁論の全趣旨によれば、澤飯議員は、自動車リース料として102万0600円を支出し、その2分の1を下回る36万円に政務調査費を充当したこと、同議員は、リースした自動車を、調査研究活動に関して、住民の要望事項や調査



研究対象としているテーマの現地調査、行政機関への調査のための移動手段及び政務調査勉強会等の会場への移動手段として利用していたこと並びに同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

これに反する一審原告の主張は、前記(1)イ及びウのとおり、採用することができない。

ウ 小括

以上によれば、澤飯議員による政務調査費の支出のうち、11万5460円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（4万5160円）を控除した7万0300円を返還すべき義務を負う。

$$11万5460円 - 4万5160円 = 7万0300円$$

(25) 木下議員の支出

ア 事務所費

(ア) 証拠（甲35、77の3・4・7・10・13・16・19・22・25・28・31・34、乙12）及び弁論の全趣旨によれば、木下議員は、平成21年度当時、事務所として、金沢市松村一丁目350番地所在の事務所を、月額10万円の賃料（駐車場料金、水道代、電気代及びガス代を含む。）で借り受けていたこと、同事務所の家賃として120万円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと、同事務所とは別の場所（同市松村ヌ16番地所在の事務所など）にも事務所を設置していたことが認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、同議員が、上記金沢市松村一丁目所在の賃借事務所について発生した按分計算していない事務所費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙12)において、上記金沢市松村一丁目所在の賃借事務所は調査研究活動専用の事務所として借り受け、後援会活動は別の場所（同市松村ヌ16番地所在の事務所など）で行っていた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書だけでは、同議員が調査研究活動とそれ以外の活動とを場所的にどのように峻別して行っていたかは判然としないから、上記金沢市松村一丁目所在の賃借事務所で生じた費用全額が直ちに調査研究活動のための経費であったものとはいえず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費に関する支出のうち、60万円（=120万円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

イ 人件費

(ア) 証拠（甲35、77の1・4～15、乙12）及び弁論の全趣旨によれば、木下議員は、平成21年4月から平成22年3月までの間、調査研究活動を行うために、職員1名を日給3800円で雇用したこと、同職員は、少なくとも、現地調査の補助業務、地域の要望等の対応、連絡業務などの同活動の補助業務に従事していたこと、同議員は、同職員の人件費（給料）として7

8万2800円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと（甲8、106参照）が認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、同議員が、同職員の按分計算していない人件費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙12)において、同職員は上記(ア)で認定した業務に従事し、調査研究活動以外の議員活動又は私的行為には従事していなかつた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書によつても、同議員が、通常は渾然一体となって行われる調査研究活動とそれ以外の活動をどのように峻別して、同職員からの労務提供を受けていたのかは判然とせず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した人件費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、調査研究活動の補助業務に従事した割合を超えて充当する部分は、本件使途基準に反する違法な支出と認められる。そして、前記活動実態の認識からすると、同職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合は、2分の1を超えることはないものと認めるのが相当である。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の人件費に関する支出のうち、39万1400円（=78万2800円÷2）が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、同額を返還すべき義務を負う。

ウ 自動車リース料

証拠（甲35、77の2・3、乙12）及び弁論の全趣旨によれば、木下議員は、自動車リース料として36万円を支出し、2分の1に相当する18万円に政務調査費を充当したこと、同議員は、平成21年度当時、リースした自動車を、調査研究活動に関して、住民等の意見交換、現地調査等への移動手段と

して利用していたこと及び同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

これに反する一審原告の主張は、前記(1)イ及びウのとおり、採用することができない。

エ 小括

以上によれば、木下議員による政務調査費の支出のうち、99万1400円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（8万4124円）を控除した90万7276円を返還すべき義務を負う。

$$60\text{万円} + 39\text{万}1400\text{円} - 8\text{万}4124\text{円} = 90\text{万}7276\text{円}$$

(26) 宮保議員の支出

ア 事務所費

(ア) 証拠（甲36、78の2・5・6・8・11・15～18・20～22・24・25・27・31・34・37～40・42・44・46・50・51・53・54・57・59・61～63・66・68・70～72・74～78・80～83・86・87・89～107・109～111、乙14）及び弁論の全趣旨によれば、宮保議員は、事務所費として111万4934円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと（甲7、107参照），同議員は、平成21年度当時、金沢市大額三丁目182、188所在の事務所を月額5万円の賃料で、同市大額三丁目402所在の土地を同事務所用の駐車場として月額2万円の賃料で借り受けていたこ

と、上記事務所費は、上記事務所及び同事務所用駐車場の賃借料、同事務所の維持管理経費、同事務所で使用する事務機器の賃借料及び消耗品の購入費用並びに市政報告の発送に係る通信費等であったこと、同議員は、上記事務所とは別の場所（宮保議員の自宅、金沢市農業協同組合額支店の会議室、大額一丁目会館など）にも事務所を設置していたことが認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、同議員が、上記賃借事務所について発生した按分計算していない事務所費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙14)において、上記賃借事務所を調査研究活動専用の事務所として借り受け、後援会活動は別の場所において行っていた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書だけでは、同議員が調査研究活動とそれ以外の活動とを場所的にどのように峻別して行っていたかは判然としないから、上記賃借事務所で生じた費用全額が直ちに調査研究活動のための経費であったものとはいえず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した事務所費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、本件手引きによる事務所機能が調査研究活動と他の機能とを兼ねる場合の按分の上限である2分の1を超えて充当する部分は、本件使途基準及び本件手引きに反する違法な支出と認められる。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の事務所費に関する支出のうち、55万7467円(=111万4934円÷2)が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、同額を返還すべき義務を負う。

イ 人件費

(ア) 証拠(甲36, 78の1・7・14・19・23・32・36・4

3・49・56・67・73・84, 乙14) 及び弁論の全趣旨によれば、宮保議員は、平成21年度当時、職員1名を時給750円で雇用したこと、同職員は、上記アの賃借事務所において、少なくとも、来客・電話応対、新聞の切り抜き、資料整理、郵便物の整理・発送などの業務に従事し、同議員は、同職員の人工費として61万5000円を支出し、その全額について按分計算することなく、政務調査費を充当したこと(甲8, 108参照)が認められる。

(イ) 前記活動実態の認識からすると、同議員が、同職員の按分計算していない人工費に政務調査費を充当した点については、外形的事実が存在するものと認められる。

(ウ) 同議員は、陳述書(乙14)において、同職員は上記(ア)で認定した業務に従事し、調査研究活動以外の議員活動又は私的行為には従事していなかつた旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書によても、同議員が、通常は渾然一体となって行われる調査研究活動とそれ以外の活動をどのように峻別して、同職員からの労務提供を受けていたのかは判然とせず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

(エ) そうすると、同議員が政務調査費を充当した人工費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、調査研究活動の補助業務に従事した割合を超えて充当する部分は、本件使途基準に反する違法な支出と認められる。そして、前記活動実態の認識からすると、同職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合は、2分の1を超えることはないものと認めるのが相当である。

(オ) 以上によれば、同議員による政務調査費の人工費に関する支出のうち、30万7500円(=61万5000円÷2)が違法な支出と認められ、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、同額を返還すべき義務を負う。

ウ 小括

以上によれば、宮保議員による政務調査費の支出のうち、86万4967円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（2万0306円）を控除した84万4661円を返還すべき義務を負う。

$$55万7467円 + 30万7500円 - 2万0306円 = 84万4661円$$

3 争点3（遅延損害金の始期）について

一審原告は、一審被告に対し、返還すべき政務調査費の額に対する平成22年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の請求をすることを求めている。

しかしながら、政務調査費の返還義務の発生原因は不当利得であるところ、この義務は期限の定めのない債務であり、権利者が請求をしたときに遅滞となるが（民法412条3項），権利者である一審被告が返還義務を負う上記3の各議員に対して具体的な請求行為をした事実は認められない。また、本件条例10条2項は、文言上収支報告書等の提出期限を定めた規定であり、政務調査費の返還期限を規定したものであるとは認められない。

よって、遅延損害金の請求は理由がない。

4まとめ

以上のとおり、一審被告は、別紙1の「番号」欄2ないし10, 13ないし18及び21ないし26の「議員氏名」欄記載の各金沢市議会議員に対し、不当利得返還請求として、同「控訴審認容額」欄記載の各金員の返還を請求すべきである。」

2 以上によれば、一審原告の請求は、別紙1の「番号」欄2ないし10, 13ないし18及び21ないし26の「議員氏名」欄記載の各金沢市議会議員に対し、同「控訴審認容額」欄記載の各金員の支払を請求するよう求める限度で理由があるから、その限度で認容し、その余は理由がないからその余は棄

却すべきところ、これと異なる原判決をその旨変更することとし、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官

市川正巳

裁判官

藤井聖悟

裁判官

小川紀代子

別紙1

番号	議員氏名	一審原告主張欄			裁判所認定欄	
		違法支出額	自己資金	返還金額	控訴審認定 違法支出額	控訴審認容額
1	下沢 広伸	252,000	35,433	216,567	0	0
2	高岩 勝人	266,971	2,011	264,960	266,971	264,960
3	野本 正人	268,000	48,972	219,028	268,000	219,028
4	川 裕一郎	848,435	251,758	596,677	727,690	475,932
5	小阪 栄進	357,000	10,425	346,575	357,000	346,575
6	秋島 太	791,398	10,048	781,350	449,610	439,562
7	角野 恵美子	411,365	265	411,100	372,244	371,979
8	清水 邦彦	566,656	23,027	543,629	424,992	401,965
9	松村 理治	590,391	204,486	385,905	590,391	385,905
10	久保 洋子	590,328	20,756	569,572	347,517	326,761
11	宮崎 雅人	249,277	25,862	223,415	0	0
12	黒沢 和規	269,710	16,047	253,663	0	0
13	横越 徹	921,884	44,217	877,667	461,454	417,237
14	田中 展郎	300,000	30,431	269,569	300,000	269,569
15	上田 章	1,871,733	242,132	1,629,601	1,871,733	1,629,601
16	苗代 明彦	912,000	238,497	673,503	522,000	283,503
17	田中 仁	717,565	103,624	613,941	444,393	340,769
18	松井 純一	758,579	47,096	711,483	757,811	710,715
19	森尾 嘉昭	108,360	87,730	20,630	0	0
20	升 きよみ	63,854	0	63,854	0	0
21	増江 啓	560,081	22,828	537,253	439,117	416,289
22	安達 前	910,014	324,332	585,682	690,666	366,334
23	井沢 義武	747,681	184,002	563,679	747,681	563,679
24	澤飯 英樹	575,460	45,160	530,300	115,460	70,300
25	木下 和吉	1,171,400	84,124	1,087,276	991,400	907,276
26	宮保 喜一	864,967	20,306	844,661	864,967	844,661
	合計額	15,945,109		13,821,540	12,011,097	10,052,600

単位(円)

別紙2

番号	議員氏名	一審原告主張欄				裁判所認定欄			
		①本人所有物件賃借(甲5)	②事務所費非該当(甲6)	③按分相当額(甲7)	違法支出額(合計)	①控訴審認定額	②控訴審認定額	③控訴審認定額	控訴審認定額合計
1	下沢 広伸	0	0	0	0	0	0	0	0
2	高岩 勝人	0	0	266,971	266,971	0	0	266,971	266,971
3	野本 正人	0	0	0	0	0	0	0	0
4	川 裕一郎	0	0	380,490	380,490	0	0	380,490	380,490
5	小阪 栄進	0	0	0	0	0	0	0	0
6	秋島 太	0	28,375	435,423	463,798	0	14,187	435,423	449,610
7	角野 恵美子	0	78,241	333,124	411,365	0	39,120	333,124	372,244
8	清水 邦彦	0	0	566,656	566,656	0	0	424,992	424,992
9	松村 理治	0	0	272,391	272,391	0	0	272,391	272,391
10	久保 洋子	0	45,621	324,707	370,328	0	22,810	324,707	347,517
11	宮崎 雅人	0	0	0	0	0	0	0	0
12	黒沢 和規	0	0	0	0	0	0	0	0
13	横越 徹	0	220,035	79,162	299,197	0	110,017	79,162	189,179
14	田中 展郎	0	0	0	0	0	0	0	0
15	上田 章	1,800,000	0	71,733	1,871,733	1,800,000	0	71,733	1,871,733
16	苗代 明彦	390,000	0	0	390,000	0	0	0	0
17	田中 仁	0	3,097	442,845	445,942	0	1,548	442,845	444,393
18	松井 純一	0	1,536	407,043	408,579	0	768	407,043	407,811
19	森尾 嘉昭	0	0	0	0	0	0	0	0
20	升 きよみ	0	20,381	43,473	63,854	0	0	0	0
21	増江 啓	0	241,928	318,153	560,081	0	120,964	318,153	439,117
22	安達 前	0	0	435,991	435,991	0	0	435,991	435,991
23	井沢 義武	0	0	387,681	387,681	0	0	387,681	387,681
24	澤飯 英樹	0	215,460	0	215,460	0	115,460	0	115,460
25	木下 和吉	0	0	600,000	600,000	0	0	600,000	600,000
26	宮保 喜一	0	0	557,467	557,467	0	0	557,467	557,467
		2,190,000	854,674	5,923,310	8,967,984	1,800,000	424,874	5,738,173	7,963,047

単位 (円)

別紙3

番号	議員氏名	一審原告主張欄		裁判所認定額
		人件費支出額(甲3)	違法支出額(甲8)	
1	下沢 広伸	125,000	0	0
2	高岩 勝人	0	0	0
3	野本 正人	536,000	268,000	268,000
4	川 裕一郎	694,400	347,200	347,200
5	小阪 栄進	714,000	357,000	357,000
6	秋島 太	8,100	0	0
7	角野 恵美子	0	0	0
8	清水 邦彦	0	0	0
9	松村 理治	636,000	318,000	318,000
10	久保 洋子	35,000	0	0
11	宮崎 雅人	324,000	0	0
12	黒沢 和規	300,000	0	0
13	横越 徹	541,400	270,700	270,700
14	田中 展郎	600,000	300,000	300,000
15	上田 章	0	0	0
16	苗代 明彦	1,044,000	522,000	522,000
17	田中 仁	0	0	0
18	松井 純一	700,000	350,000	350,000
19	森尾 嘉昭	637,800	0	0
20	升 きよみ	64,000	0	0
21	増江 啓	360,000	0	0
22	安達 前	509,350	254,675	254,675
23	井沢 義武	720,000	360,000	360,000
24	澤飯 英樹	450,000	0	0
25	木下 和吉	782,800	391,400	391,400
26	宮保 喜一	615,000	307,500	307,500
		合計額	4,046,475	4,046,475

単位（円）

別紙4

番号	議員氏名	一審原告主張欄		裁判所認定欄
		自動車リース料等 支出充当額 (甲9)	違法支出額	
1	下沢 広伸	252,000	252,000	0
2	高岩 勝人	0	0	0
3	野本 正人	0	0	0
4	川 裕一郎	120,745	120,745	0
5	小阪 栄進	0	0	0
6	秋島 太	327,600	327,600	0
7	角野 恵美子	0	0	0
8	清水 邦彦	0	0	0
9	松村 理治	0	0	0
10	久保 洋子	220,000	220,000	0
※ 11	宮崎 雅人	249,277	249,277	0
※ 12	黒沢 和規	269,710	269,710	0
※ 13	横越 徹	351,987	351,987	1,575
14	田中 展郎	0	0	0
15	上田 章	0	0	0
16	苗代 明彦	0	0	0
※ 17	田中 仁	271,623	271,623	0
18	松井 純一	0	0	0
19	森尾 嘉昭	108,360	108,360	0
20	升 きよみ	0	0	0
21	増江 啓	0	0	0
22	安達 前	219,348	219,348	0
23	井沢 義武	0	0	0
24	澤飯 英樹	360,000	360,000	0
25	木下 和吉	180,000	180,000	0
26	宮保 喜一	0	0	0
※	リース車両維持 管理費用あり	2,930,650	2,930,650	1,575

単位（円）

別紙5

番号	別紙 1の 番号	議員氏名	一審原告主張欄		裁判所認定欄	
			費目（甲6）	支出額	控訴審非該当認定部分	控訴審認定額
1	6	秋島 太	お菓子代、日用品購入代金（トイレットペーパー等、ティッシュ、マジッククリン等）、座敷ほうき代、掃除機フィルター代	28,375	非按分の2分の1	14,187
2	7	角野 恵美子	お菓子代、お茶代、ソファ代、カーペット代	78,241	非按分の2分の1	39,120
3	10	久保 洋子	アクアマジック飲料代、お茶代、お菓子代	45,621	非按分の2分の1	22,810
4	13	横越 徹	モップ代金、お茶代、お菓子代、トイレットペーパー購入費、コーヒー椀代、テレビ購入代金	220,035	非按分の2分の1	110,017
5	17	田中 仁	お菓子代	3,097	非按分の2分の1	1,548
6	18	松井 純一	茶菓子購入代金	1,536	非按分の2分の1	768
7	20	升 きよみ	茶菓子購入代金、ブラインド購入代金、お茶代、障子張替え代金	20,381		0
8	21	増江 啓	フロアモップ購入代金、茶菓子・お茶代、時計購入代金、シュレッダー購入代金、冷蔵庫購入代金、ソファ購入代金、掃除機購入代金、ハンガー購入代金、テレビ購入代金	241,928	非按分の2分の1	120,964
9	24	澤飯 英樹	事務機リース（エプソン複合機）	215,460	10万円を超える部分	115,460

単位（円）

これは正本である。

平成25年7月3日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官

宮川千秋

